

所管課室等	森林整備課
許認可等の名称	保安施設地区内の立竹の伐採，家畜の放牧，土地の形質の変更等の許可
法令の定め	森林法（昭和26年6月26日法律第249号）第44条 森林法施行規則（昭和26年8月1日 省令第54号）第62条，第63条
審査基準の内容	<p>◇森林法に基づく保安林及び保安施設地区関係事務に係る処理基準について（平成12年4月27日12林野治第790号）</p> <p>第4 保安林における制限</p> <p>2 土地の形質の変更等の許可</p> <p>(2) 許可申請の適否の判定</p> <p>ア 申請に係る行為が次のいずれかに該当する場合には，法第34条第2項の許可をしないものとする。ただし，解除予定保安林において，法第30条又は第30条の2の告示の日から40日を経過した後（法第32条第1項の意見書の提出があったときは，これについて同条第2項の意見の聴取を行い，法第29条に基づき通知した内容が変更されない場合又は法第30条の2第1項に基づき告示した内容を変更しない場合に限る。）に当該解除に係る事業等及び代替施設の設置に関する計画書の内容に従い行う場合並びに別表に掲げる場合は，この限りでない。</p> <p>(ア) 立竹の伐採については，当該伐採により当該保安林の保安機能の維持に支障を及ぼすおそれがある場合</p> <p>(イ) 立木の損傷については，当該損傷により立木の生育を阻害し，そのため保安林の指定目的の達成に支障を及ぼすおそれがある場合</p> <p>(ウ) 下草，落葉又は落枝の採取については，当該採取により土壌の生成が阻害され，又は土壌の理学性が悪化若しくは土壌が流亡する等により当該保安林の保安機能の維持に支障を及ぼすおそれがある場合</p> <p>(エ) 家畜の放牧については，当該放牧により立木の生育に支障を及ぼし又は土砂が流出し若しくは崩壊し，そのため当該保安林の保安機能の維持に支障を及ぼすおそれがある場合</p> <p>(オ) 土石又は樹根の採掘については，当該採掘（鉱物の採掘に伴うものを含む。）により立木の生育を阻害するか又は土砂が流出し，若しくは崩壊しそのため当該保安林の保安機能の維持に支障を及ぼすおそれがある場合。ただし，当該採掘による土砂の流出又は崩壊を防止する措置が講じられる場合において，2年以内に当該採掘跡地に造林が実施されることが確実に認められるときを除く。</p> <p>(カ) 開墾その他の土地の形質を変更する行為については，農地又は宅地の造成，道路の開設又は拡幅，建築物その他の工作物又は施設の新設又は増設をする場合，一般廃棄物又は産業廃棄物の堆積をする場合及び土砂捨てその他物件の堆積により当該保安林の保安機能の維持に支障を及ぼすおそれがある場合</p> <p>イ 申請に係る行為を行うに際し当該行為をしようとする区域の立木を伐採する必要がある場合で，当該立木の伐採につき法第34条第1項の許可を要するときに当該許可がなされていないときは，許可しないものとする。</p> <p>(別表省略)</p> <p>◇保安林及び保安施設地区の指定，解除等の取扱いについて（昭和45年6月2日45林野治第2742号）第4の(12)，(13)</p> <p>※上記「処理基準」と同様の内容のため，省略</p>
添付資料等	